主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は弁護人渡辺喜八提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。 第一点について、

原判決挙示の証拠を総合すれば判示株式会社(本件当時は株式会社A製作所と称する)の代表取締役たる被告人が右会社工員B外二十八名に対し判示第るに高表いての就業日にいずれも午前七時から午後五時までの間就労させる時間でもの間正午から午後一時まで一時間の休憩しか与えないで、一日につき九時とを労働をさせ、一日につき一時間ずつ法定の労働時間をこえて労働をさせたことができ、本件記録を調査するも原判決はこの点において事実を誤認し立ちらないでき、本件記録を調査するも原判決はこの点において事実を誤習したのであるから違反にはならられない。被告人は右会社の工員等が午後の就労らはいらられないのであるから違反にはならられないのであるととを黙認していたのであるから違反にはなららに足る証拠はない。しかのみならず労働基準〈/要旨〉法第三十四条によれば、一日に足る証拠はない。しかのみならず労働基準〈/要旨〉法第三十四条によれば、一日に足る証拠はないのであり右休憩時間は一斉に与えなければならないのであるがもは行政官庁の許可を受ければならないのであるがはがいるでありた休憩時間は労働者をしていたと云うのと黙認していたと云うのはに対していたと云うに対していたと云うの記とにはならないのが相当である。故にこの点に関する論旨はこれを採用することができない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 荒川省三)